

資料 1

専修学校行政の動向等

令和元年 12 月 12 日

経済財政運営と改革の基本方針2019

(令和元年6月21日閣議決定) 抜粋①

第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

②初等中等教育改革等

(略)

高等学校教育においては、特色ある教育を推進するための多様化・類型化などの普通科改革、高大連携、地域人材やグローバル人材の育成などの多様な高等学校教育の構築を進める。

(略)

③私立高等学校の授業料の実質無償化

2020年4月から、安定的な財源を確保しつつ、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることにより、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

④高等教育無償化

2020年4月からの高等教育無償化を円滑に実施するため、新制度の周知や予約採用を着実に実施し、支援対象学生の自立活躍に向けた状況を中心に、新制度の成果や実施状況の把握・検討を行う。独立行政法人日本学生支援機構について、そのために必要な業務の見直しなど機能強化を図る。こうした新制度の実施と併せて、大学改革や教育研究の質の向上、中間所得層における大学等へのアクセスの機会均等について注視・検討する。

⑤大学改革等

大学教育において、産学連携を推進しつつ、課題発見・解決力、未来社会の構想・設計力、論理的思考力と規範的判断力など、Society5.0時代に求められる能力の育成に向けた取組を強化する。このため、実務家教員の活用による社会の現実のニーズに対応した教育プログラムの実現、教学面に係る指針の作成・活用による各大学の取組の推進など、大学教育の質の向上を図る。

(略)

高等専門学校の機能の高度化、専門職大学や専門学校等における企業等と連携した実践的な職業教育を進める。

(略)

経済財政運営と改革の基本方針2019

(令和元年6月21日閣議決定) 抜粋②

第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

⑥リカレント教育

社会人・女性・高齢者等の多様なニーズに対応して大学や**専修学校等のリカレント教育を拡大**する。このため、大学・大学院等において、産業界との連携・接続を強化し、人文社会科学系も含めた幅広い分野の教育プログラムを構築し、社会人が学び直す機会を拡充するとともに、戦略的な広報の実施等により、2019年10月から拡充される教育訓練給付の活用を進め、3年以内に教育訓練給付受給者の倍増を目指す。特定の職業分野への就業など幅広い社会人や地域のニーズを踏まえた産学官連携による実践的な出口一体型のリカレント教育を推進し、地方の労働力不足解消や都市から地方への新しい人の流れにつなげる。ICT人材など社会が求める人材の育成を推進するため、e-ラーニング等を活用したリカレント教育を進める。その際、関係府省庁の連携を強化するとともに、民間企業等の知見・ノウハウを最大限活用する。

(略)

経済財政運営と改革の基本方針2019

(令和元年6月21日閣議決定) 抜粋③

第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(3) 所得向上策の推進

① 就職氷河期世代支援プログラム

(基本認識)

いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っているが、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、新卒一括採用をはじめとした流動性に乏しい雇用慣行が続いてきたこともあり、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいる。

全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進める中で、これら就職氷河期世代への本格的支援プログラムを政府を挙げて、また民間ノウハウを最大限活用して進めることとした。就職氷河期世代が抱える固有の課題(希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足、年齢の上昇等)や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、正規雇用化をはじめとして、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、地域ごとに対象者を把握した上で、具体的な数値目標を立てて3年間で集中的に取り組む。

支援対象としては、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者(少なくとも50万人)、就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など、100万人程度と見込む。この3年間の取組により、これらの者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す。

社会との新たなつながりを作り、本人に合った形で社会参加も支援するため、社会参加支援が先進的な地域の取組の横展開を図っていく。個々人の状況によっては、息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、まずは、本プログラムの期間内に、各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な人に支援が届く体制を構築することを目指す。

(施策の方向性)

(i) 相談、教育訓練から就業まで切れ目のない支援

(略)

○受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立

仕事や子育て等を続けながら受講でき、正規雇用化に有効な資格取得等に資するプログラムや、短期間での資格取得と職場実習等を組み合わせた「出口一体型」のプログラム、人手不足業種等の企業や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成プログラム等を整備する。「出口一体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。

(略)

経済財政運営と改革の基本方針2019

(令和元年6月21日閣議決定) 抜粋④

第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり

3. 地方創生の推進

(1) 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出

(略)

過度な東京一極集中を是正し、地方・東京圏の転出入均衡に向け、地方への新しい人の流れをつくるため、地域における若者等の修学・就業の促進の観点から、民間人材事業者との連携による取組を含むUIターンによる起業・就業者創出や「キラリと光る地方大学づくり」の推進、地域おこし協力隊の拡充に取り組む。地方への企業の本社機能移転等の加速化に向けて、地方拠点強化税制を含め、総合的かつ抜本的な方策について検討する。政府関係機関移転基本方針等に基づく取組を進める。「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築し、地方大学改革を推進する。**地域に求められる人材育成機関としての高等学校・高等専門学校・専修学校・大学の機能を強化**する。

(略)

第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組

(3) 外国人材の受入れとその環境整備

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に基づき、着実に取組を進める。

③在留管理体制の構築

(略)

(留学生・技能実習生の在留管理)

留学生の在籍管理の適正化のため、日本語教育機関の告示基準を見直すとともに、不適正な留学生の受入れや在籍管理が懸念される大学等に対し厳正な措置を講ずることができるよう制度を見直し、留学生の在留資格審査等を強化する。

(略)

④留学生の国内就職促進

地域や企業が求める外国人留学生の国内就職支援を推進する。

(略)

留学生の多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進するため、産官学連携によりベストプラクティスを構築し横展開する。これらの取組により、希望する留学生の大多数が国内で就職できる状況の実現を目指す。

成長戦略実行計画及び成長戦略フォローアップ

(令和元年度6月21日閣議決定) 抜粋①

<成長戦略実行計画>

第1章 基本的考え方

(4) 人の変革

①付加価値の高い雇用の創出

(略)

能力開発・キャリア形成は、労働者一人一人が自らの責任で主体的に取り組むことが重要であるが、企業としても、従業員の学び直しによる能力発揮を支援する必要がある。同時に、一度社会に出てからも、時代の変化に合わせて、いつでも何度でも学び直すことができるリカレント教育の環境を引き続き整備する。

<成長戦略フォローアップ>

I. Society5.0の実現

9. Society5.0時代に向けた人材育成

(1) KPIの主な進捗状況

(略)

《KPI》大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする。

⇒2016年:約50万人

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 大学等における人材育成

(略)

・2019年中を目途に教学マネジメントに係る指針を作成し、当該指針等を通じて大学等の学修成果の見える化を進めるとともに、学修成果や履歴等を企業等の採用活動や更なる学びに活用する方策について2019年度中に事例を創出し、当該取組を全国の大学に展開する。

(略)

・大学・専修学校等において数理・データサイエンス分野等を中心とした産学連携プログラムの開発を進めるとともに、MOOCSや放送大学の活用を拡充する。また、大学における実務家教員を育成するために2019年度から研修プログラムの開発・全国展開を行うとともに、実務家教員のマッチングを行う人材紹介の仕組みを構築するほか、リカレント教育の講座情報等を提供するための総合的なポータルサイトを構築する。

成長戦略実行計画及び成長戦略フォローアップ

(令和元年度6月21日閣議決定) 抜粋②

<成長戦略フォローアップ>

I. Society5.0の実現

11. 外国人材の活躍推進

(1) KPIの主な進捗状況

(略)

《KPI》2020年までに外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増
(「留学生30万人計画」の実現)

⇒我が国の大学・大学院など高等教育機関における外国人留学生数は208,901人
(2018年5月時点)

※日本語教育機関に在籍する外国人留学生90,079人を加えると298,980人
(2018年5月時点)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 高度外国人材の受入促進

②ビジネス日本語など教育プログラムの充実及び日本語教育の質の向上

(略)

・優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチングなど、**総合的な受入モデルを構築する専修学校における取組を支援し、これらの取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情報共有する。**

<成長戦略フォローアップ>

Ⅲ. 人口減少下での地方施策の強化

4. 国家戦略特区

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 更なる規制改革事項の追加

(地方創生に貢献する外国人材の活躍促進)

⑪ クールジャパン分野の外国人留学生の就労促進

・調理又は製菓の科目を専攻して専門学校の特設課程を修了した留学生が就職できる業務の幅を広げるため、「日本料理海外普及人材育成事業」を拡充し、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても海外普及人材を育成するための所要の措置を今年度早期に講ずる。

(略)



文部科学省

令和2年度 専修学校関係予算 概算要求

48.5億円※ (37.5億円)

※ 高等教育の負担軽減に係る経費は除く。
() は前年度予算額

● 専修学校教育の人材養成機能の向上

☆ 専修学校における先端技術利活用実証研究

5.3億円 (新規)

専修学校における職業人材の養成機能を強化・充実するため、産学が連携し、実践的な職業教育を支える実習授業等においてV R・A R等の先端技術の活用方策について実証・研究する。

☆ 専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト

4.5億円 (3.1億円)

「人生100年時代」にふさわしい多様なリカレント教育機会の実現を図るため、教育内容、教育手法、学校運営といった多面的な視点で、就職氷河期世代を含めた社会人向けリカレント教育を専修学校教育において総合的に推進する。

☆ 専修学校による地域産業中核的人材養成事業

9.8億円 (12.7億円)

分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進めるとともに、これからの時代に対応した教育プログラム等の開発を行う。

- ・Society5.0等対応カリキュラムの開発
- ・地域課題解決実践カリキュラムの開発・実証
- ・学びのセーフティネット機能の充実強化 (高等専修学校の機能高度化)
- ・産学連携体制の整備

☆ 専修学校グローバル化対応推進支援事業

2億円 (2億円)

専修学校に係る入口から出口までの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制を構築。

● 専修学校教育の質保証・向上

☆ 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

1.6億円 (1.6億円)

専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。

☆ 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業

0.5億円 (0.5億円)

専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、関係機関と連携し、専修学校の職業教育機能を生かした体感型の学習機会を提供した際の効果、連携に当たっての留意点を整理する。

● 専修学校の教育体制及び施設整備等に関する補助

☆ 私立学校施設整備費補助金

11.5億円 (3.0億円)

教育装置、学校施設等の耐震化工事、アスベスト対策等に係る経費を補助

☆ 私立大学等研究設備整備費等補助金

2.3億円 (2.3億円)

情報処理関係設備の整備

● 専修学校への修学支援に資する取組

☆ 高等教育の負担軽減に係る経費 (仮)

— 億円 (新規)

低所得世帯の真に必要な子供に対する高等教育の負担軽減の実施に必要な経費

☆ 高等教育負担軽減実施体制整備費補助金

2.8億円 (2.8億円)

高等教育の負担軽減の実施に向けて、私立専門学校に関する事務処理等を関係機関において適切に行えるようにするための体制整備に係る経費

☆ 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

0.5億円 (1.7億円)

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により、就学を断念することがないよう、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる就学支援を行い、施策効果等に関するデータを継続的に収集し、分析・検証を行い、その効果等について普及する。

○ 高等学校等就学支援金交付金 (内数)

— 億円 (3,709億円)

○ 高校生等奨学給付金 (内数)

154 億円 (139億円)

○ 日本学生支援機構の奨学金事業 (内数)

— 億円 (1,104億円)

○ 国費外国人留学生制度 (内数)

186 億円 (186億円)

※ 合計には、高等学校等就学支援交付金、高校生等奨学給付金及び日本学生支援機構の奨学金事業は含まない。

※ 合計には、今年度予算との対比を可能とするため国費外国人留学生制度は同額として計上している。

※ 上記や四捨五入の関係で、計数は合計と一致しない。

背景

- ▶ 世界に先駆けて人口減少に直面する日本は、産業界等における生産性の向上が喫緊の課題であり、労働力世代の個々人のスキルアップ、技術継承が不可欠であるが、企業等の現場においては、その高い情報伝達能力や再現性から、既に研修等において先端技術（VR・AR等）を導入し、これらの問題に対処しようとする動きがみられる。（複数社の企業ヒアリングより聴取）
 - ▶ アメリカでは、VRを活用した学習が800学区以上の技術専門学校や医療専門学校、大学などで行われ、イギリスや中国でも、国策として初等中等教育段階や高等教育段階における先端技術の導入が進められているなど、先端技術の導入は教育分野においても広がっている。
（出典：zSpace社HP、文部科学省「諸外国の教育動向」より）
 - ▶ また、世界のVR教育市場は2021年までに2018年の9倍に相当する1,900億円規模にまで成長するという予測もあり、今後、先端技術自体の発展とともに教育分野での活用も進んでいくことが予想される。（出典：TechNavio「Global Virtual Reality Market in Education Sector 2018-2022」）
 - ▶ 加えて「柴山学びの革新プラン」においても、新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けた基本的な方向性が示されている。
- ⇒ 上記を踏まえると、**職業人材の養成場面においても先端技術の活用による教育方法等の改善が重要になる。**

事業内容

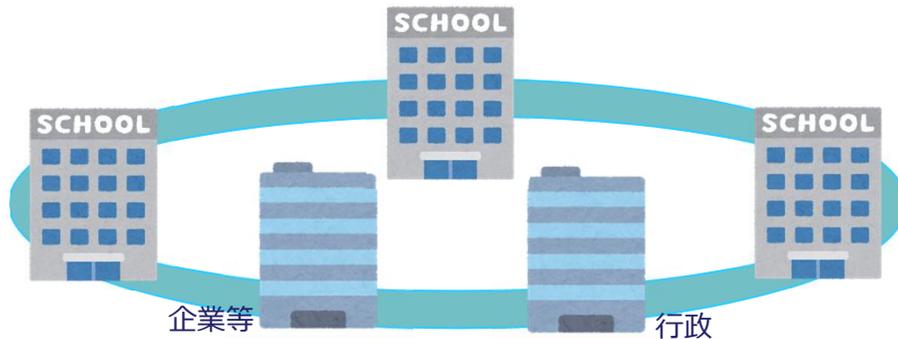
■概要

専修学校教育における職業人材の養成機能を強化・充実するため、産学が連携し実践的な職業教育を支える実習授業等における先端技術（VR・AR等）の活用方策について実証・研究を行う。また、分野横断型連絡調整会議を設置することにより、各プロジェクトにおける成果に横串を刺し、事業の成果を体系的にまとめる。

■スキーム

先端技術利活用・検証プロジェクト(24プロジェクト)

- 専修学校を中心として、産業界、行政を含めた協議体を各分野で構成
- 座学や実習授業等における先端技術の活用方策（教育手法への落とし込みに係る方策）について実証・研究



分野横断連絡調整会議(1箇所)

- 各プロジェクトの進捗管理及び連絡調整
- 各プロジェクトの事業成果を体系的にまとめ、普及・定着方策を検討
- 新たな技術開発動向や活用事例の研究 等



新たな技術開発に関する示唆

動向リサーチ

産業界

成果

多様な分野において先端技術を活用した効果的な教育手法、コンテンツ、カリキュラムが作成され、それらが専修学校における教育プログラムに導入されることによって、**職業人材の養成機能を強化・充実**していくとともに、VR等の技術革新や社会実装が触発される。

背景

人生100年時代においては、個々人が人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身につける機会が提供されることが重要であり、**リカレント教育・職業教育の抜本的拡充**が求められている。また、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代に対する支援についても政府を挙げて取り組むことになっており、受けやすく即効性のあるリカレント教育が確立されることが求められている。

現状

私立専修学校における社会人受講者数の推移

社会人受講者数 (附帯講座含む)	H27	H28	H29
	146,708	190,181	201,041

(人)

事業概要

以下のメニューを専修学校等に委託し、教育内容面、教育手法面、学校運営面といった多面的な視点でリカレント教育実践モデルを開発し、総合的に普及を図ることで専修学校における社会人の学びの機会の充実を図る

1 分野横断型リカレント教育プログラムの開発

専修学校と企業等が分野を越えて協同体制を構築し、人手不足や生産性向上に資する人材を育成するためのリカレント教育プログラムを開発(10か所)

- 専修学校においては、これまで同一分野内におけるリカレント教育を主に提供
- 一方で人生100年時代におけるマルチステージの人生での活躍を見据え、異分野の能力を培う視点が重要

➢ **分野融合型のリカレント教育により、異分野の知見で既存分野に新たな付加価値を創出できる人材を育成**

2 eラーニングを活用した講座開設手法の実証

各分野毎に、eラーニングを活用した講座の開設に当たっての留意点等を整理するとともに、効果的なコンテンツ提供手法・内容を実証しガイドラインを作成

(14か所→11か所)

- 社会に出た後も大学・専修学校等で学びたいと思っている者は一定数存在
- 一方で多忙な社会人が学ぶ際には、学ぶ時間の確保が大きな課題

➢ **eラーニング講座の開設手法を整理・普及することで、社会人が「いつでも」「どこでも」学べる環境を実現**

3 リカレント教育実施運営モデルの検証

既存の専修学校の運営モデルを再検証するとともに、リカレント教育の提供にかかるコストやベネフィットを比較し、持続可能なリカレント教育運営モデルを検証

(1か所)

- 専修学校には小規模校が多く、限りある教育リソースは新規高卒者を中心とした正規課程に優先配分
- 一方で少子化の進行や人生100年時代の到来により、教育機関としてリカレント教育へ取り組む必要

➢ **持続可能な運営モデルを整理し、各学校が積極的にリカレント教育に取り組むことを促進**

4 産学連携によるリスタートプログラムの開発・実証

専修学校と行政、企業が連携し、就職氷河期世代の非正規雇用者等のキャリアアップを目的とした学び直し合同講座を開発・実証(20か所)【新規】

- 非正規雇用で働く者を正規雇用につなげるためには、企業のニーズに応じた能力を養成することが必要だが、個人の能力と企業のニーズにミスマッチが生じている状況では、正規雇用化が進まない。
- 専修学校は職業において必要となる能力を養成するノウハウを有しており、ミスマッチを補完することが可能

➢ **専修学校の既存の教育課程を企業のニーズを踏まえた、受けやすく即効性のある短期リカレントプログラムにカスタマイズして提供**

○開発するプログラム例

(美容×介護)

高齢化時代に対応した美容師の学びプログラム

高齢化社会の進行により、自宅での散髪を求める「訪問美容」というニーズが出てきているが、自宅での施術には美容だけでなく寝たきりの者の移動等の技術が必要になるため、美容師に対して介護知識技術を付加する講座を開講することで、新たな職業となる「訪問美容師」を養成

○整理が必要な事項

- ・提供形態(双方向性、同期性を踏まえてどのような講座とするか)
- ・科目構成(eラーニングと通学講座とのバランス等)
- ・学習履歴の管理(学習の進捗をどのように管理するか)
- ・学習評価(テストの実施方法、単位の認定手法等)
- ・学習者の属性分析手法等

○検証の流れ

- ① 計画: 適切なリカレント機会提供規模を検討(地域・規模別)
- ② 分析: 既存業務の棚卸し・改善案の検討(リソースの確保)
- ③ 設計: リカレント教育提供プロセスの整理・設計
- ④ 実施: 「設計」を踏まえて、実際にリカレント教育を提供
- ⑤ 検証: 実施成果を検証、改善案の洗い出し

○合同講座の実証方法

- ① 専修学校、行政、企業が連携体制を構築
- ② 企業のニーズを踏まえて養成すべき能力を特定
- ③ 支援する対象科目を選定
- ④ 既存の教育課程から対象科目をカスタマイズ
- ⑤ 行政の協力の下、支援対象者に合同講座を受講させ、求められる能力を短期間で養成
- ⑥ 講座受講者には、受講修了証を付与

目指す成果

リカレント教育実践モデルの形成

- ・ 分野横断型リカレント教育プログラム
- ・ eラーニング講座開講ガイドライン
- ・ リカレント教育実施運営モデル
- ・ 出口一体型のリカレント教育プログラム

モデルを活用したリカレント教育の拡充

開発したモデルを全国の専修学校が活用し、各学校においてリカレント教育講座を開講

誰もが一人一人のキャリア選択に応じて必要となる学びを受けられる機会の充実を図る。

背景・課題

- 教育サイドが産業界のニーズを踏まえたサービスを提供する仕組みの構築が必要
- AIの発達やインターネットの爆発的普及・活用等に対応した教育内容の充実が必要
- 教育機関と地方公共団体や企業等とが連携した取組を強化し、地域産業を担う人材養成など、地方課題の解決に貢献する取組の促進が必要

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進
 - (1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進
高等専門学校の機能の高度化、専門職大学や専門学校等における企業等と連携した実践的な職業教育を進める。
3. 地方創生の推進
 - (1) 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出
地域に求められる人材養成機関としての高等学校・高等専門学校・専門学校・大学の機能を強化する。

事業概要

専修学校等に委託を行い、各職業分野において今後必要となる新たな教育モデルを形成するとともに、各地域から人的・物的協力などを得ることでカリキュラムの実効性、事業の効率性を高めつつ、各地域特性に応じた職業人材養成モデルを形成する。

○ 産学連携体制の整備

産官学が「人材育成協議会」を構築することで、各分野・各地域における中長期的な人材育成の在り方を協議し、今後必要となる人材像や能力・技術等を整理、効果的な教育手法を検討する体制を確立する。
(全国版：1箇所 地域版：5箇所)

○ 教育プログラム等の開発

Society 5.0等の時代に求められる能力（例：「IT力」を融合した専門的能力等）について分野毎に体系的に整理し、その養成に向けたモデルカリキュラムを開発する。
(30箇所)

地方創生に向けて、各地域課題の解決や発展に向けた将来構想を策定し、当該構想の実現に今後必要となる人材に必要な能力の養成に向けたモデルカリキュラムを開発する。
(30箇所)

学びのセーフティネット機能強化に向けて、高等専修学校と地域・外部機関等との連携を通じた実効的な教育体制（「**チーム高等専修学校**」）を構築する。
(モデル：5箇所)
(調査研究：1箇所)

目指す成果

人材養成モデルの形成

- 産学連携体制整備ガイドライン
- 各分野毎の将来人材像、能力の整理
- 産学連携（デュアル教育）ガイドライン
- 各種教育モデルカリキュラム等

人材養成モデルの活用

開発したモデルカリキュラム等を活用し、全国の専修学校が自らの教育カリキュラムを改編・充実

専修学校と産業界、行政機関等との連携を進展させ、諸課題に対応した教育内容の充実を図ることで、**地域の中核的な職業教育機関である専修学校の人材養成機能を向上**

専修学校グローバル化対応推進支援事業

2020年度要求額
(前年度予算額)

1 9 6 百万円
1 9 6 百万円)



文部科学省

背景

【日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）】（抜粋）

優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から 2020年までに30万人に倍増させること（「留学生30万人計画」の実現）を目指す。

【経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）】（抜粋）

（略）地域や企業が求める外国人留学生の国内就職支援を推進する。

【出入国管理及び難民認定法の改正（平成31年4月1日施行）】

在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

現状・課題

専修学校（専門課程）の外国人留学生の増加



留学生の急増への対応

非漢字圏の留学生増加
(ベトナム, 米・ポ等)

新たな在留資格の創設

留学生の国内就職率
専修学校専門課程で
32.1% (H29)

事業内容

I 各地域における留学生の戦略的受入れに向けた体制整備

諸外国における日本の専修学校の広報、優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、専修学校に係る入口から出口までの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制を構築。

主な取組

- ◎ 戦略的推進のためのターゲット国・分野特定
- ◎ 諸外国における専修学校の広報・周知・留学生掘り起こし
- ◎ 非漢字圏の留学生の日本語指導と専修学校との接続
- ◎ 国内企業とのマッチング・定着支援
- ◎ 教職員・企業担当者の受入対応能力向上のための研修



II 継続的な実態把握等

専修学校の外国人留学生の動向やその後の就職状況について、全国的な調査を実施するとともに、新たに創設された特定技能1号、2号の取得者に対する企業からの支援の在り方について調査・分析を実施する。

取組

- ◎ 留学状況調査実施・分析
- ◎ 特定技能1号、2号取得者への支援の在り方について調査・分析

目指す成果

○ 留学生対応モデルの形成

- ・活躍する外国人材のロールモデル化
- ・海外教育機関との連携協定の締結手法
- ・日本語学校との連携教育の在り方
- ・企業連携教育の手法 等を整理・明確化

○ 留学生対応モデルの活用

各専修学校及び各団体において、開発したモデルを参考にそれぞれ留学生対応に効果的な体制を整備

専修学校と日本語教育機関や企業等との連携を発展させ、優秀な留学生の受入につなげるとともに、我が国又は自国で活躍できる専門職業人を輩出



平成29年3月：これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議報告（抄）

「**これからの専修学校教育の振興策については、質保証・向上の視点を中心にして、三本の柱を軸として相互に関連付けながら様々な具体的な施策を打ち出していくことが重要**」

さらに、具体的施策として「**教職員の資質能力向上の推進**」、「**職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実**」等が位置付けられている。

新たな課題への対応

平成29年12月：新しい経済政策パッケージ(閣議決定) -高等教育の負担軽減方策- (抄)

(支援措置の対象となる大学等の要件)

具体的には、**①実務経験のある教員による科目の配置及び②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること、③成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を実施・公開していること、④法令に則り財務・経営情報を公開していること、を支援対象となる大学等が満たすべき要件**とし、関係者の参加の下での検討の場での審議を経て、上記を踏まえたガイドラインを策定する。

大学等における修学の支援に関する法律
(令和元年法律第8号)

① 調査研究協力者会議等の開催

質保証向上推進の司令塔

◆ 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議

職業実践専門課程の実態調査等に基づく検証等により、専修学校の質保証・向上の推進に向けた方策の検討を行う調査研究協力者会議を開催する。

【直轄事業】

都道府県等との研究協議

◆ 専修学校教育研究協議会

専修学校の運営改善に向けた取組等に関する研究等を行う協議会を開催する。

【直轄事業】

② 専修学校の教学マネジメントの強化

ガバナンスの充実

◆ 教学マネジメント強化のための実証研究等

専修学校における教育課程編成方針、シラバスの作成状況、履修指導体制の状況、成績評価基準の運用状況、学修成果の把握方法、学習時間の確保と把握状況、学生による授業評価の状況等について実態調査を行うとともに、職業実践専門課程における教学マネジメントに関する好事例をもとにガバナンス強化マニュアルの作成、各学校での取組を促すためのフォーラムを開催する。

【委託：1箇所】

③ 教職員の資質能力向上の推進

研修ネットワークの構築

◆ 効果的な教育成果の公開方法等に関する支援体制づくりの推進

各地域において、教育成果の公開方法等の自立的・持続的な教職員研修を実施する体制づくりを進め、教職員の資質能力向上を図る。

【委託：3箇所】

研修プログラムの構築

◆ 教職員研修プログラムの構築

専修学校教員の指導力や職員のマネジメント力等の向上に資する研修プログラムを開発するとともに、その成果を普及する。

【委託：1箇所】

④ 職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進

職業実践専門課程の高度化・改革推進

◆ 社会的評価の一層の向上のための共通基盤整備の推進

職業実践専門課程の取組充実に向けた運用改善（教育課程編成委員会や学校関係者評価の効果的運用等）等、共通基盤整備としての職業実践専門課程による取組の更なる質向上やその全国的な普及に向けたモデルの開発を実践的・実証的に実施する。

【委託：5箇所】

質保証向上のための実態調査

◆ 質保証・向上のための実態調査

産業界との連携による教育課程の編成等の実施状況や、卒業生の企業内における評価など、職業実践専門課程に係る実態調査を行うとともに、認定効果の比較分析等のため、非認定の専門課程や高等課程等を含めた実態調査を実施する。

【委託：1箇所】

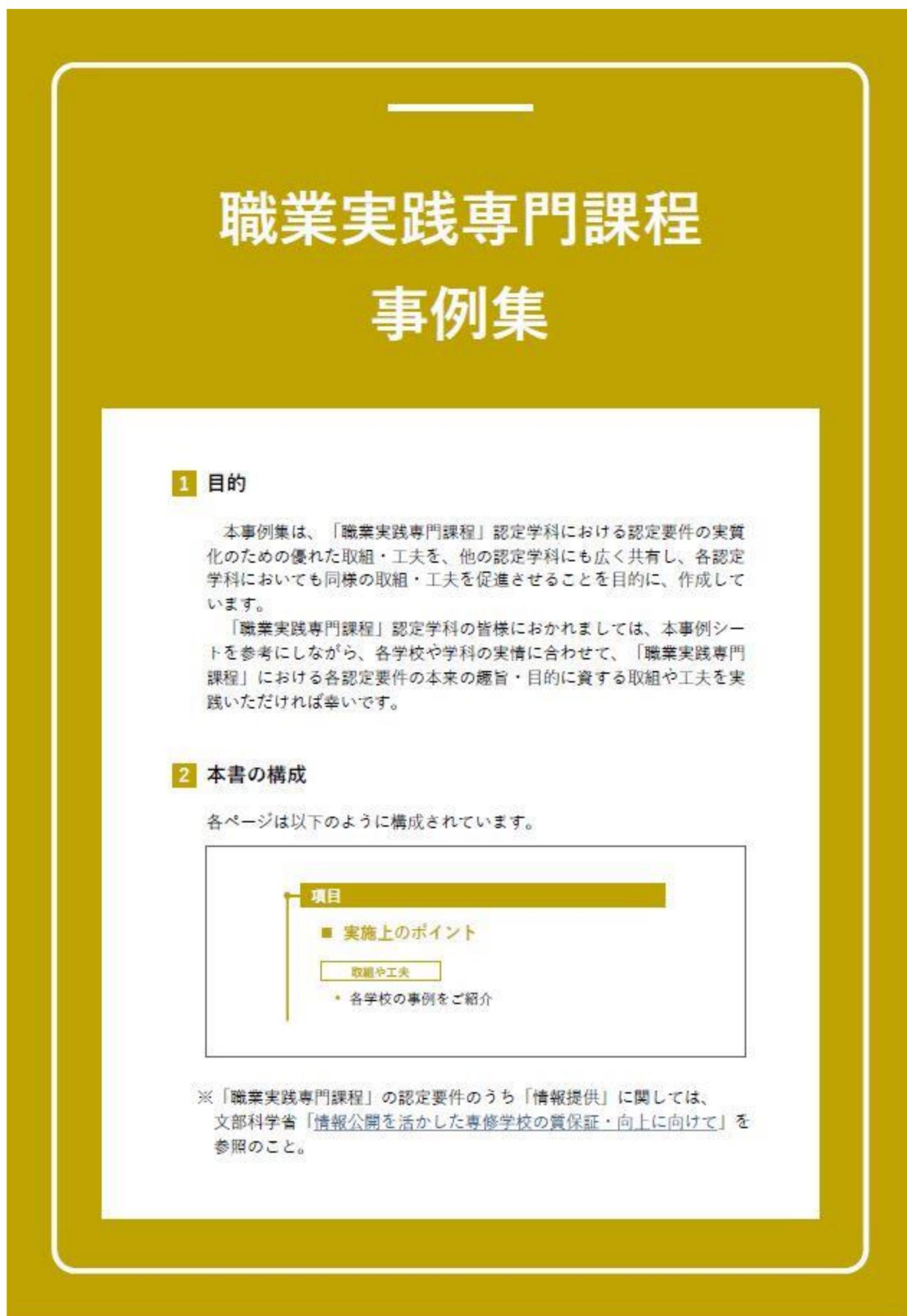
職業教育の充実、専修学校の質保証・向上

社会的評価の
一層の向上

教育改善・学校評価・情報公開・満足度向上・卒業生の活躍 etc

平成30年度

「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」
(職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査)



○文科省のHP（平成30年度専修学校関係委託事業について）で公開
しています。

『職業実践専門課程 事例集』

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1403227.htm

現状・課題

○我が国では「学問の教育より職業技能の教育が一段低く見られ、大学（特に選抜制の高い大学）に進学すること自体を評価する社会的風潮がある」ともいわれており、アカデミックな教育を受けることに意欲・適性を持った者ばかりでなく、職業技能教育に適性を有する者等が、いわゆる「高学歴志向」・「大学志向」の流れに沿って、大学進学をしている場合もある。
⇒ 大学入学後に、十分な目的意識や意欲を持って学修に取り組めないなどのミスマッチを抱える者も少なくなく、大学でも職業意識や職業的自立に必要な能力を十分身に付けられないまま卒業して、職業・社会とのミスマッチが生じているとの指摘もある。

振興方向性

平成29年3月：これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議報告

- ・「**質保証・向上**」は専修学校教育振興策の重要な柱であり、重点ターゲットの一つとして「**魅力発信**」(専修学校に係る積極的な情報発信)を位置付け
- ・専修学校が、地域の理解・評価を得ながら、地域における質の高い職業教育機関として教育活動を展開していくためには、地方創生の観点から、地方の教育機関とともに、地域の企業等の産業界や所轄庁である地域の行政機関との連携を進めていくことも重要であり、職場体験の実践や出前授業も含め、高等学校等における職業教育や進路指導全体の中で生かされる授業案や実施マニュアルを提示することも重要

取組概要

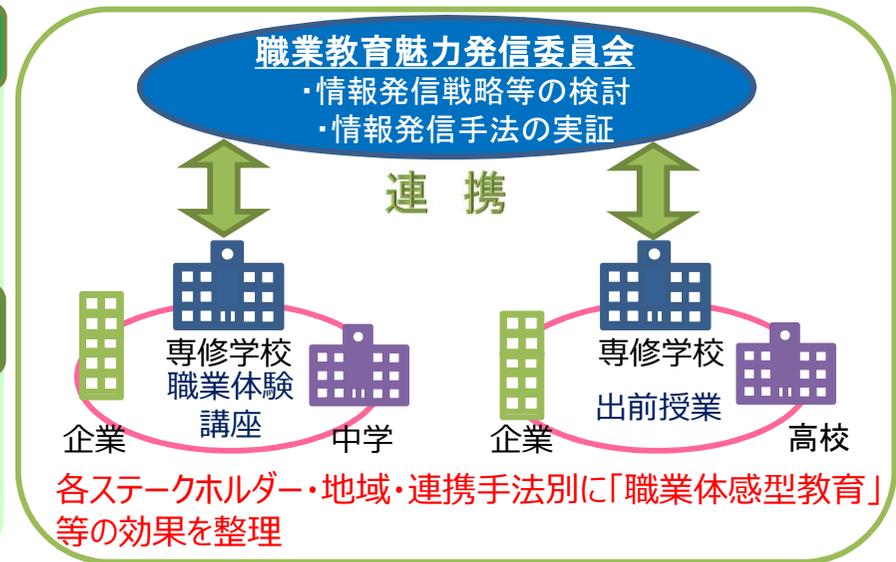
1. 社会のニーズに応える効果的な情報発信の推進

専門学校や高等専修学校が担う実践的な職業教育に関する理解を促進するため、中学校や高等学校、企業等、各ステークホルダーを意識した、効果的な情報集約・情報発信等の在り方・手法について検討・検証を行う。

【委託・1箇所】

2. 専修学校と各地域の連携による「職業体感型教育」等の効果検証

1により示された方針等を踏まえ、各ステークホルダー、地域特性別に、専修学校と教育機関や企業等が連携した「職業体感型教育」（職業体験講座の提供、出前授業）等を実施した際の効果や連携に当たっての留意点を整理する。 【委託：4箇所】



目指す成果

○情報発信モデルの形成

- ・各ステークホルダー別の効果的な情報集約・情報発信の在り方
- ・有効な広報ツールフォーマットの整理
- ・職業体感型教育実施マニュアル整備

○情報発信モデルの活用

各専修学校及び各団体において、開発したモデルを参考に各ステークホルダーに対して効果的な情報発信を実施

専門学校や高等専修学校が担う職業教育の発信力を強化することで、職業教育への理解を促進し、職業接続も含めた幅広い視野からの進路選択の実現

平成30年度

「専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業」
(社会のニーズに応える効果的な情報発信の推進)

中学卒業後のもうひとつの進路  

未来をひらく 高等専修学校

なりたい自分への選択肢

- 社会ですぐに役立つ
職業教育・資格取得
- 社会での自立に向けた
個に応じた手厚い教育
- 才能を活かした
夢の実現をサポート



 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

○文科省のHPで公開しています。

『未来をひらく高等専修学校』

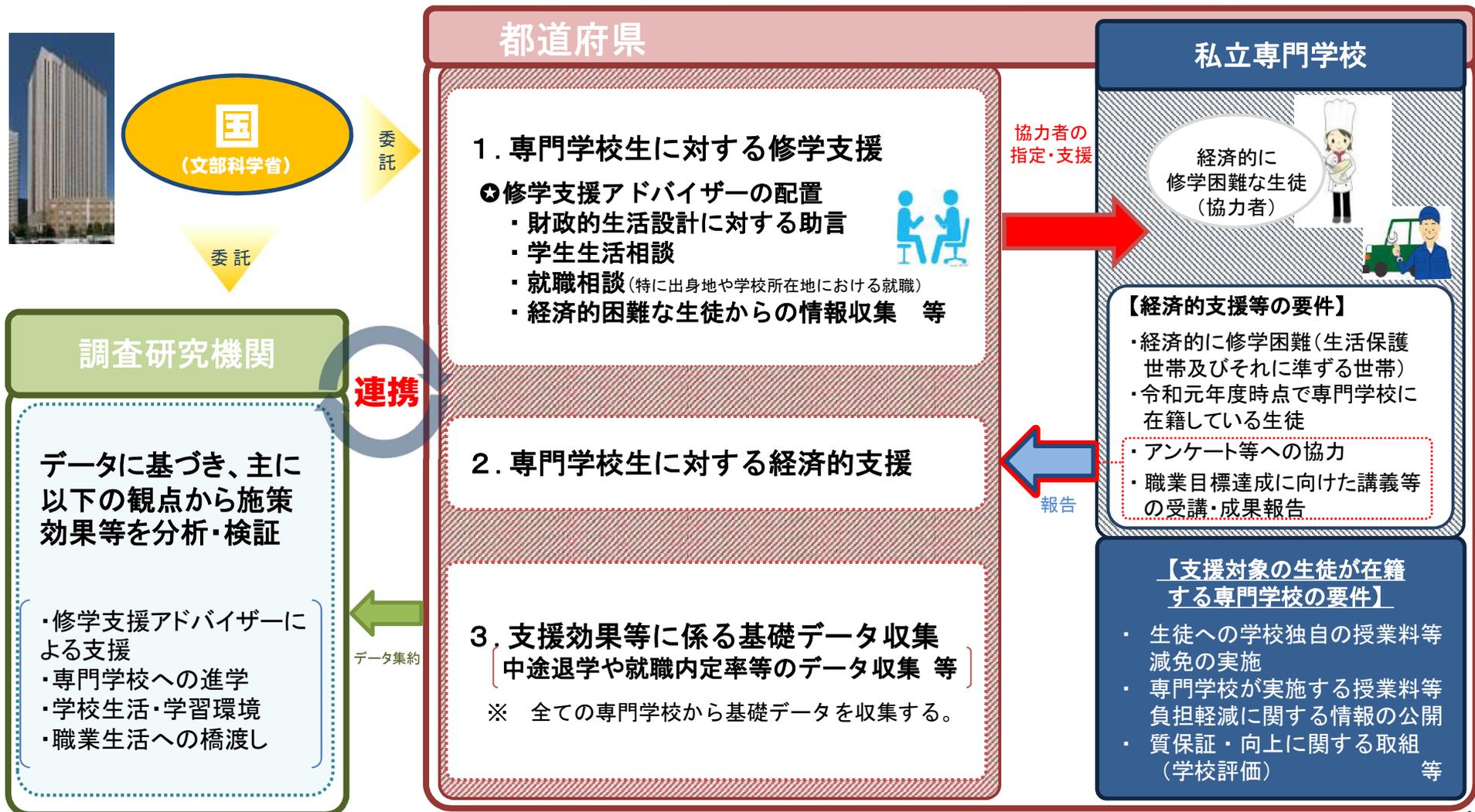
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1413725.htm

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

令和2年度要求額 50百万円
 (前年度予算額 175百万円)

事業概要

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により、修学を断念することがないように、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行い、施策効果等に関するデータを継続的に収集し、分析・検証を行い、その効果等について普及することにより専門学校の取組の更なる充実を図る。(平成27年度から継続) 【対象】 都道府県・調査研究機関



経済的支援を実施する上での生徒・専門学校の要件

生徒の経済的要件

◆次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。

- ①生活保護世帯の生徒
- ②市町村民税所得割非課税世帯の生徒
- ③所得税非課税世帯の生徒
- ④保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒

※令和元年度において在籍している生徒に限る。

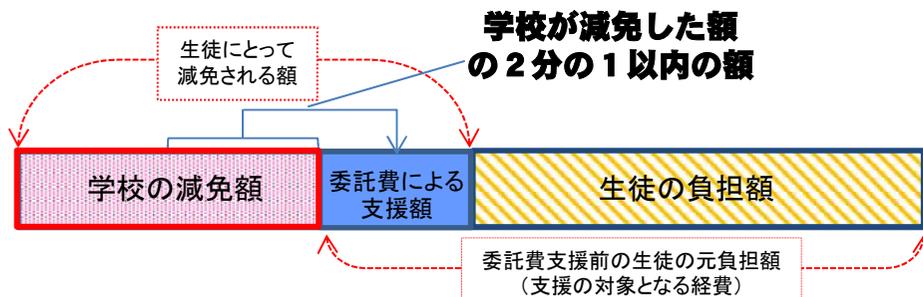
生徒が在籍する専門学校の要件

◆次に掲げる要件をすべて満たす専門学校であること。

- ①私立専修学校専門課程(専門学校)であること
- ②経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免を実施していること
- ③経済的支援の概要等や財務会計に関する書類を公開していること
- ④学校評価(自己評価)を実施し、その結果を公表していること

〔経済的支援の金額及びイメージ図〕

支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。



例：授業料が100万円【支援上限額(1/4)=25万円】の場合

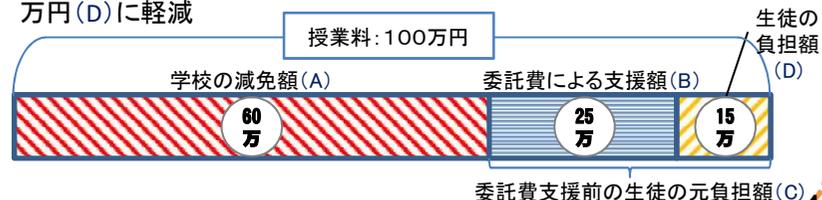
★パターン①※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を**超えない**パターン

学校が40万円(A)の授業料減免を行った場合に、40万円の2分の1の金額である20万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を60万円(C)から40万円(D)に軽減



★パターン②※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を**超える**パターン

学校が60万円(A)の授業料減免を行った場合に、60万円の2分の1である30万円が支援上限額を超えるため、支援上限額である25万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を40万円(C)から15万円(D)に軽減



専修学校の教育基盤の整備

前年度予算額 : 524百万円
令和2年度要求額 : 1,375百万円

◆ 教育基盤(施設・設備)の整備

教育装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

○ 教育に必要な機械、器具、その他設備などの整備 (※ 施設工事を伴うものに限る。)

- ・ 補助率 : 専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
- ・ 補助対象事業費の下限額 :
専門課程 2000万円
高等課程 400万円

学内LAN装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

○ 学内LANの構築に要する光ケーブル等の敷設工事

- ・ 補助率 : 専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
- ・ 補助対象事業費の下限額 :
専門課程 500万円
高等課程 500万円

エコキャンパス推進事業 <私立学校施設整備費補助金>

○ 太陽光発電、エコ改修など環境に配慮した学校施設の整備

- ・ 補助率 : 専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
- ・ 補助対象事業費の下限額 :
専門課程 1000万円
高等課程 1000万円

情報処理関係設備 <私立大学等研究設備整備費等補助金>

○ 情報処理教育に必要な電子計算機、その他の情報処理関係設備の整備

- ・ 補助率 : 専門課程、高等課程とも 1 / 2
- ・ 補助対象事業費の下限額 :
専門課程 250万円 (時限) ※
高等課程 250万円 (時限) ※

◆ 施設等の耐震化等の推進

学校施設の耐震化工事 <私立学校施設整備費補助金>

- 危険建物（Is値0.7未満）の防災機能強化のための耐震補強工事
 - ・ 補助率：専門課程 1/2
高等課程 1/3（Is値0.3未満等は1/2）
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
 - 専門課程 400万円（時限）※
 - 高等課程 400万円

バリアフリー化工事 <私立学校施設整備費補助金>

- スロープやエレベータの設置など、身体障害者等が利用できる施設環境の整備
 - ・ 補助率：専門課程 1/2 高等課程 1/3
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
 - 専門課程 150万円（時限）※
 - 高等課程 150万円（時限）※

アスベスト対策工事 <私立学校施設整備費補助金>

- 吹き付けアスベストやアスベストを含む保温材、断熱材等の除去等によるアスベスト対策
 - ・ 補助率：専門課程 1/3 高等課程 2/9
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
 - 専門課程 制限なし
 - 高等課程 制限なし

非構造部材の耐震対策工事

防災機能強化事業 <私立学校施設整備費補助金>

- 天井材、照明器具、内・外壁材、書架等の非構造部材の耐震対策
- 備蓄倉庫、自家発電設備の整備等
 - ・ 補助率：専門課程 1/2
高等課程 1/3（耐震化工事と合わせて行う場合、Is値0.3未満等は1/2）
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
 - <耐震化工事と合わせて行う場合>※ 耐震化工事費を含めた下限額
 - 専門課程 400万円（時限）※
 - 高等課程 400万円
 - <非構造部材の耐震対策工事（※ 100㎡以上の空間に限る。）
備蓄倉庫のみの整備を行う場合>
 - 専門課程 制限なし（時限）※
 - 高等課程 制限なし
 - <自家発電設備のみの整備を行う場合>※ 避難所指定の学校に限る。
 - 専門課程、高等課程とも
200万円以上500万円以下

【学校施設の耐震化等工事のための利子助成制度】

- 学校法人、準学校法人立の専修学校、各種学校が、日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けて耐震改修事業等を行う際に（※）、法人の支払利息の一部を国が補助することにより、法人の実質負担金利が一般施設費の△0.5%となるよう、利子助成を実施（助成期間は20年間を予定）。
 - ※ 日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けるためには、専修学校であれば、授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていることなど、いくつかの要件が設定されている。

※ 令和元年度予算までの時限措置。令和2年度度において下限額の引き下げを要求。

専修学校における認定関係書類の保管等について

1. 専修学校関係の認定等制度

- ①勤労学生控除に係る証明書発行
- ②専門士・高度専門士付与可能学科の認定
- ③職業実践専門課程・キャリア形成促進プログラムの認定
- ④大学入学資格・大学院入学資格に係る指定

2. 証明書や認定書類の保管に関する留意事項

<①について>

- ・国公立・学校法人立の専修学校・各種学校においては、一度発行された証明書は次年度以降も有効である。記載事項に変更があった際の再申請時や廃止等で証明書が不要となる場合には証明書原本の返戻が必要なので、適切に管理・保管をすること。
- ・個人立・組合立・株立等の専修学校・各種学校は、毎年申請が必要であり、再申請のために返戻の必要はないが、証明書が有効な期間内は適切に管理・保管をすること。

<②～④について>

- ・認定学科について、名称変更、廃止、不適合の手続を行う場合は、既に認定された内容を確認するため、当該告示が掲載された官報の写しを添付し、該当箇所にもーカーを付して提出することとしている。
- ・認定内容の告示があった際は、申請した学科名等が正しく告示されているか再確認すること。また、告示を受けた後には官報の該当ページを確実に保管しておくこと。
- ※②③については、運用として、文部科学省からの事務連絡等の提出でも構わないとしており、認定内容の一覧を文部科学省HPに掲載していることから、自校の認定学科が含まれる当該HPの一覧を保管するのでも構わない。

3. 公表様式の公表と更新

- ・職業実践専門課程又はキャリア形成促進プログラムとして認定された課程は、当該課程を置く学校のホームページに、認定内容等について公表様式(別紙様式4)を用いて掲載し、情報提供するものとしている。
- ・フォローアップの対象となるかに関わらず、毎年、全ての既認定課程について最新の様式を用いて情報の公表を行うこと。

平成 31 年 4 月 25 日
専修学校教育振興室

私立専門学校における留学生の受入れ状況の把握に関する都道府県の取組
についての調査結果とそれを踏まえた一層の取組について

1. 調査結果について

<調査概要>

目的：各都道府県において、専門学校における留学生受け入れの状況等の把握をどのように行っているかを調査・共有することで、各都道府県における取組の参考に資することを目的とする。

対象：全都道府県

回答期間：平成 31 年 1 月 18 日～2 月 1 日

調査内容：所轄の専門学校における留学生の受入状況等の把握のための取組

<結果概要>

①留学生の受入れ状況（在籍者に占める留学生の割合）について（都道府県別の状況は別紙）

○私立専門学校数：2,610 校（平成 30 年 5 月 1 日時点。以下同じ。）

○留学生を受け入れる学校数：871 校

- ・うち、半数以上が留学生である学校数：195 校
- ・うち、90%以上が留学生である学校数：101 校
- ・うち、全生徒が留学生である学校数：45 校

②都道府県における受入れ状況の把握に関する取組について

○日本学生支援機構が行う「外国人留学生在籍状況調査」により把握

47 都道府県（以下「都道府県」を単位とする）

○都道府県の独自調査（留学生に関するものに限らない）により把握

25 都道府県

調査項目の例)

- ・留学生の資格外活動の把握状況
- ・前年度の退学者数
- ・中途退学者の退学理由

○調査の他に、学校に報告等を求めている 24 都道府県

報告対象や内容の例)

- ・留学生の受入が見込まれる場合に事前申出をさせる
- ・総入学定員の 2 分の 1 を超えそうな場合に事前申出をさせる
- ・留学生が在籍している場合に定期報告をさせる

- ・総入学定員の 2 分の 1 を超える場合に定期報告をさせる
- ・総実員が総定員を超過している学校のうち、1 割以上の超過がある学校に対し、報告書提出により理由・状況報告を求める
- ・除籍・退学者が多い学校に説明を求める

○定期的な学校への実地調査（留学生に関するものに限らない）等の際に聞き取り等を実施 20 都道府県

実地調査の例)

- ・留学生数が多い、又は留学生比率が高い学校に地方入国管理局と合同で実地調査

○その他

- ・地方入国管理局が非適正校に認定した場合は、学校に通知するだけでなく県にも情報提供してもらう

③留学生の在籍管理の適正化等のための取組について

○留学生の在籍管理の適正化等のための指導例

- ・地方入国管理局による専門学校に対する在籍管理能力判定における「適正校／非適正校」の判定を活用した、留学生の受入れ数に係る指導
- ・地方入国管理局との連携（留学生受入れ、卒業・退学時の対応）に不備がある場合には、地方入国管理局から情報を収集し指導

○留学生の受入れに係る管理指針等の作成や研修会等の実施 1 都道府県

- ・留学生受入れ等に係る管理指針を制定（当該指針に著しく又は故意に違反した場合には当該学校名を公表できるとしている）
- ・留学生管理の実務担当者や留学生の生活指導担当者を対象とした研修会等の開催
- ・留学生等指導相談窓口の設置
- ・留学生の違法活動防止のための連絡協議会を設置し、関係機関と専門学校等の指導や啓発等の取組について協議

2. 調査結果も踏まえた専門学校における留学生管理等の一層の取組について

近年の留学生の増加とともに、一部の教育機関では受け入れた留学生が所在不明となったり、各種犯罪に関与したりするなど、真に修学を目的とした留学生の受入れと留学生に対する適切な指導が課題となっています。

特に、留学という口実のもと、我が国での就労（稼ぎ）を目当てに在留するような生徒を安易に受け入れることは、教育機関における学修の阻害要因となることに加え、悪質な仲介業者等が関与することによる経済的被害や違法な資格外活動への従事、日本国内での失踪という事態、ひいては犯罪や不法行為に巻き込まれることも懸念されます。また、受け入れ機関である各教育機関にとっては、教育活動や適切な在籍管理、ひいては学校運営そのものに支障をもたらす恐れがあります。

また、こうした留学生に係る問題は、留学生個人や受け入れ機関である個別の教育機関の社会的責任が問われるのみならず、適正な留学目的で来日している留学生も含め留学生政策全体の社会的信頼・信用の失墜につながりかねず、本来の留学制度の趣旨を損ねるものとして問題視されており、留学生を受け入れる教育機関においては適切な受入れや在籍管理の徹底が求められます。

こうした状況に鑑み、専門学校において特に大量の留学生を受け入れている場合には、所轄庁である都道府県において、専門学校に対する受入れ状況の確認などにより実態を把握し、必要に応じて実地調査などを通じて指導をすることが、問題事案の発生を予防するためにも有効と考えます。

各都道府県におかれましては、今回の調査結果における他の都道府県の取組等も参考に、「専修学校における留学生管理等の一層の徹底について（通知）」（平成30年10月19日付け30教生推第1号文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長通知）のとおり、所管する専門学校における留学生管理等の徹底が図られますよう引き続き取組の充実をお願いいたします。

また、留学生の受入れに関して問題事案が確認された際に、地方出入国在留管理局と連携して迅速な対応が図れるよう、定期的な情報共有を行うなどの関係性を構築しておくことも重要と考えますので、積極的な取組を検討願います。なお、この内容は出入国在留管理庁と協議済みであることを申し添えます。

なお、今回の調査において、平成30年5月1日時点で留学生率の高い専門学校の所在する都道府県に対しては、当該校についてより詳細な情報提供を別途お願いすることとしておりますので御協力願います。

【参考】事案発生の予防に向けて確認すべき観点例

近年の留学生受入れに係る状況を踏まえ、専門学校における留学生受入れに関する事案発生の予防に向けて確認すべき観点例を以下に挙げますので、都道府県において学校の状況を把握する際の参考としてください。

なお、学校（教育施設）として、留学生の受入れにあたり留意すべきことは、「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて（通知）」（平成22年9月14日付け22文科生第473号文部科学省生涯学習政策局長通知）及び「専修学校における留学生管理等の徹底について（通知）」（平成22年9月14日付け22生第51号文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知）でも示しておりますので、併せてご活用ください。

【事案発生の予防に向けて確認すべき観点例】

- ・定員超過や急激な増加など、学校の受入れ体制を越えて留学生を受入れている。
- ・学科の目的に照らして定められた教育課程を実施していない。
- ・留学生の成績の評価、課程の修了認定が学内規定に則って行われていない。
- ・出席状況など学習意欲が著しく欠けているにもかかわらず、個別面談等による現状把握が行われていない。
- ・中途退学者が多く、なおかつ退学後の所在について把握していない。
- ・所轄庁への定期的な届出書類等の提出が滞っている。

【「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて（通知）」及び「専修学校における留学生管理等の徹底について（通知）」のうち主な留意事項】 ＜適切な受入れについて＞

- ・生徒数の確保の観点からの安易に留学生を受け入れることは厳に慎むこと。

＜入学者の募集・選抜について＞

- ・留学生の入学時及び在学中における注意事項等をあらかじめ留学生の募集要項等で示すこと
- ・留学生の入学者選抜に当たっては、専修学校の教育を受けるに足る能力、適正等を総合的に判定するよう配慮すること（可能な限り面接や筆記試験を行い意欲や学力等の有無を判定すること）。
- ・留学生の志望学科の教育課程を履修しうる日本語能力を有しているかを判定するために、日本語能力試験や日本留学試験を活用することが望ましいこと
- ・留学に伴う学費や留学期間中の生活に要する費用の支弁能力について十分に確認すること

＜留学生向け入学時のオリエンテーションについて＞

- ・留学生の入学時にオリエンテーションを実施し、勉学に関することや出入国管

都道府県別留学生を受け入れている私立専門学校の数

平成30年5月1日時点

都道府県名	留学生を受け入れている学校数	うち半数以上が留学生である学校数	うち90%以上が留学生である学校数	うち全生徒が留学生である学校数
北海道	34	1	0	0
青森県	0	0	0	0
岩手県	5	0	0	0
宮城県	13	0	0	0
秋田県	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0
福島県	7	2	2	2
茨城県	17	5	4	1
栃木県	17	7	4	3
群馬県	18	3	3	2
埼玉県	29	9	6	2
千葉県	27	10	8	2
東京都	216	50	27	8
神奈川県	44	17	8	3
新潟県	20	2	0	0
富山県	3	0	0	0
石川県	7	2	0	0
福井県	6	0	0	0
山梨県	3	1	1	1
長野県	6	3	2	0
岐阜県	3	3	2	1
静岡県	22	2	1	0
愛知県	52	5	2	1
三重県	8	2	1	1
滋賀県	4	2	1	1
京都府	23	0	0	0
大阪府	103	16	3	1
兵庫県	21	7	4	1
奈良県	3	2	1	0
和歌山県	5	2	1	1
鳥取県	0	0	0	0
島根県	4	0	0	0
岡山県	14	3	2	1
広島県	22	8	7	5
山口県	5	3	3	2
徳島県	0	0	0	0
香川県	7	2	0	0
愛媛県	2	0	0	0
高知県	1	0	0	0
福岡県	55	13	4	3
佐賀県	1	1	1	1
長崎県	7	2	0	0
熊本県	9	4	1	0
大分県	2	2	1	1
宮崎県	3	1	0	0
鹿児島県	6	0	0	0
沖縄県	17	3	1	1
合計	871	195	101	45

理に係る手続きに関すること、法令の遵守に関すること等について注意事項等の周知を図ること

<留学期間中の在籍管理等について>

- ・留学生の所期の目的を達成できるよう勉学状況の把握に努めるとともに、住所等の連絡先を把握すること
- ・日常の出欠管理を徹底すると共に、学業成績が良好でない者や出席状況の低い者に対して、面談等により改善指導を行うこと
- ・退学者・除籍者及び所在不明者等については、直ちに地方入国管理局等へ報告をすること
- ・退学・除籍させる留学生については、できる限り帰国するよう勧めること。また帰国状況等を十分把握すること。
- ・留学生の受入れには留学生の生活指導を担当する常勤の教職員が置かれる必要があるが、当該教職員がなるべく当該業務に専任できる体制を整えること
- ・留学生の行う資格外活動について、労働の内容や就業場所、就業時間、雇用主の連絡先等を正確に把握すること
- ・留学生に対して、アルバイトを行う際に資格外活動許可証又は就労資格証明書の携行や資格外活動に変更があった際は学校の担当窓口へ遅滞なく届け出ることを徹底させること

<卒業時の指導等について>

- ・留学生の卒業時には、進学、就職又は帰国など、その後の進路を把握すること
- ・国内での就職を希望するなどにより、在留資格の変更が必要となる者に対して、その手続き等について周知し、指導すること

※なお、「留学生の卒業後等における教育機関の取組等について」（平成27年1月法務省入国管理局）により示された留学生を受け入れる教育機関における取組も踏まえて対応してください（以下において一部抜粋）。

- ・就職を希望する留学生については、就職先の内定事実の確認並びに就職先機関の名称及び所在地の把握並びに当該就職に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努める。
- ・教育機関は、受け入れた留学生の在留資格に応じた活動を確認した最後の日の翌日から3ヶ月を経過した時点で当該留学生が所在不明となっているときは、地方入国管理局に対し、当該留学生の所在不明について届け出るよう努める。

- 我が国の外国人留学生は修学を目的に来日して高度な知識・技能を身に付け、多様な活躍の機会を得ることが期待される。
- 我が国での就労を目的とする留学生を安易に受入れることは、留学生本人の不利益につながるるとともに、受入機関の教育活動・在籍管理・学校運営への支障が生じる可能性がある。また、適正な留学目的で来日する留学生も含めた、留学生制度全体の信頼・信用の失墜につながる。
- このため、留学生の在籍管理の徹底について、政府・大学等が一体となって対策を講じる必要がある

現状の課題

所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在、不法就労等につながっている実態が懸念される

1. 正規・非正規・別科の留学生受入れに共通した対応方針

(1) 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化

- ◆ 各大学等への通知発出により在籍管理の徹底を再要請 措置済
- ◆ 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告の実施方法の見直し 措置済
- ◆ 所在不明者等の発生状況に応じて在籍管理状況を調査、必要な改善指導を実施

実態把握の手順
 長期欠席者（1か月）の状況に応じて、原因分析と対応策の報告を要請
 不法残留者、退学者、除籍者、所在不明者等の発生状況に
 応じてヒアリング、実地調査等を実施
 在籍管理が不十分な場合、改善指導

(2) 在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格審査の厳格化 (法務省令等の改正)

- ◆ 1(1)の改善指導の結果、改善が見られない場合、在籍管理非適正大学として、法務省に通告

文部科学省の対応策

出入国在留管理庁の対応策

- ◆ 「在籍管理非適正大学」及び3年連続「慎重審査対象校」（注）とされた大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、大学等名を文部科学省と同時に公表
- ◆ 「慎重審査対象校」の判断基準の見直し及び同校の留学生の在留資格審査において、経費支弁能力に関する資料に加え、日本語能力について試験による証明を求めることを検討

(注) 慎重審査対象校とは、不法残留者数等にかんがみ、留学生の経費支弁能力等について慎重な審査を行う大学等を指す

上記の他、文部科学省として、不法残留者等の発生状況を踏まえた私立大学等経常費補助金の減額・不交付措置の導入、在籍管理の適正を欠く大学等への制裁の強化（奨学金枠の削減、該当大学名の公表、政府主催の留学フェアへの参加制限）等

2. 非正規・別科・専門学校への追加的対応方針

(1) 非正規や別科（専ら日本語教育を行うもの以外）等を活用する学校への対応方針

学部研究生、別科（専ら日本語教育を行うもの以外）、専門学校を、実質的に進学のための予備教育課程として運用し、日本語能力が十分でない留学生を受入れている実態が懸念される

- ◆ 実質的に大学学部進学のための予備教育課程として運用されていないか、大学入学相当（日本語能力試験N2相当）の日本語能力を入学時に求めているかについて確認、法務省に通告

確認の観点
 ・入学時の日本語能力要件（日本語能力試験N2相当）
 ・履修科目の正規課程科目との同一性
 ・日本語科目のレベル・経費支弁能力の確認方法 等

- ◆ 専門学校についても所轄庁（都道府県）が同様の情報把握や地方出入国在留管理局への提供を行うよう、所轄庁に要請、あわせて確認の観点など必要なノウハウを提供

- ◆ 大学学部進学のための予備教育を受ける場合は、上陸基準省令上の研究生・聴講生による在留資格「留学」の対象外とする

(2(2)の留学生別科の新上陸基準での受入れに移行)
これにより、日本語教育機関から実質的に日本語予備教育を受ける学部研究生等に進学した場合には在留期間の更新ができなくなる。

- ◆ 専門学校についても、文部科学省、地方出入国在留管理局及び所轄庁との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、1(2)と同様に、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、専門学校名を所轄庁と同時に公表

(2) 専ら日本語教育を行う別科（留学生別科）への対応方針

専ら日本語教育を行う留学生別科について、教育の質確保や留学生の適正な受入れのための仕組みがない

- ◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関に関する法務省の告示基準に準じた上陸基準省令に基づく基準を策定

準用する告示基準の要素の例
 ・学別 ・教育課程
 ・生徒数 ・教員・事務職員
 ・施設・設備（校地・校舎、教室等）
 ・入学者の募集・選考
 ・在籍管理 ・抹消の基準 等

- ◆ 留学生別科の教育施設・設備、教員の資質等が基準に適合するかどうかを確認、法務省に通告

- ◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科で受け入れる留学生の在留資格審査においては、当該別科が文部科学省による基準適合性の確認を受けていることを許可の要件とする

【上陸基準省令の改正】

文部科学省の対応策

出入国在留管理庁の対応策

高等教育の修学支援新制度の対象機関数

令和元年10月21日現在

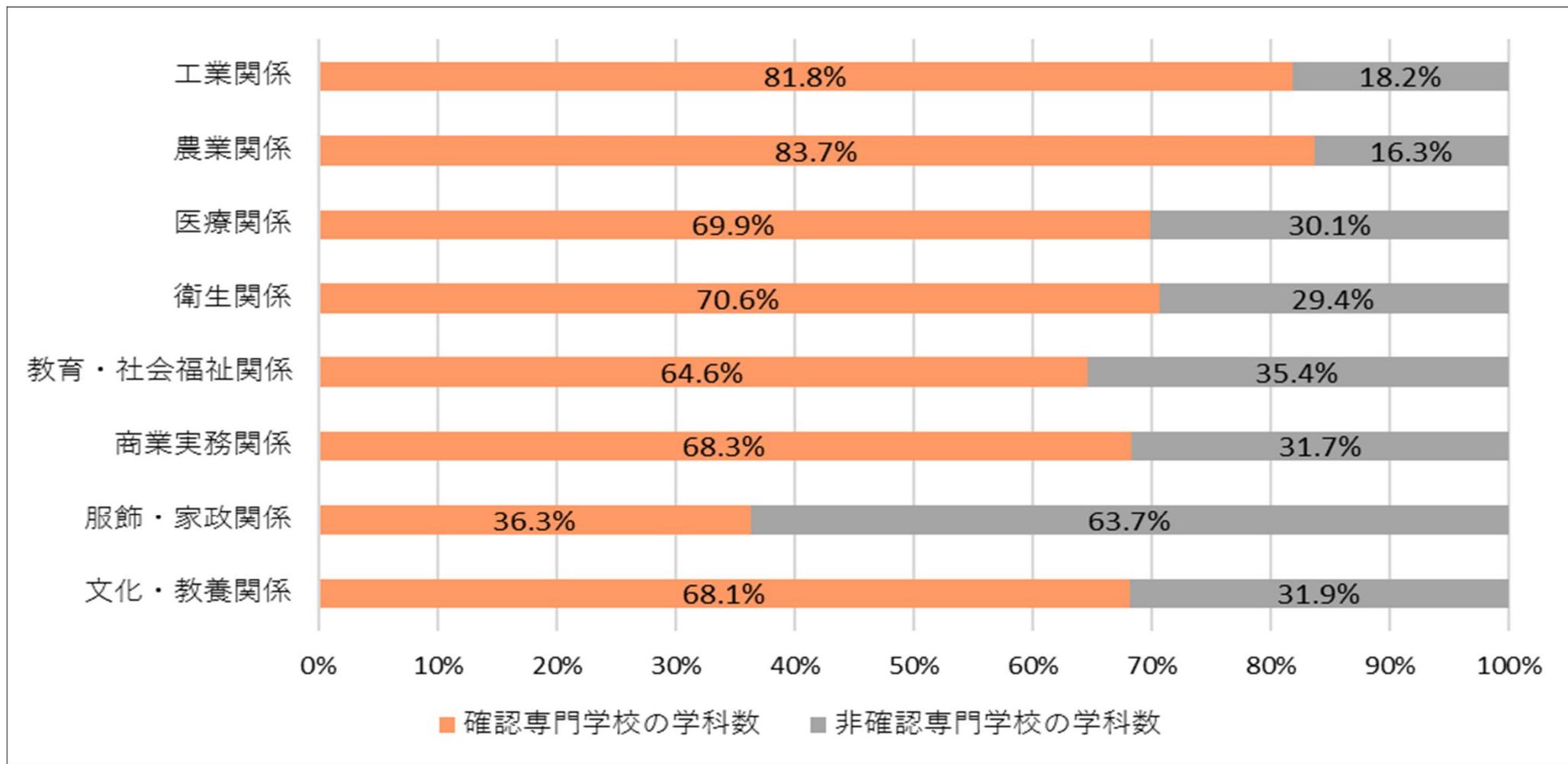
学校種		学校数 A	申請 校数 B	要件確認 校数 C	(参考) 要件確認 割合 C/A
大学・短期大学	国立	82	82	82	100.0%
	公立	106	106	106	100.0%
	私立	892	861	861	96.5%
	計	1,080	1,049	1,049	97.1%
高等専門学校		57	57	57	100.0%
専門学校		2,713	1,696	1,689	62.3%

(注1)学校数には、大学院大学(25校)、募集停止決定済(89校)、休校状態(108校)を含まない。

(注2)令和元年10月21日現在における要件確認を受けた新設大学等(公立大学・短期大学(2校)、私立大学・短期大学(4校))

についても、学校数、申請校数、要件確認校数に計上。今後、国又は地方公共団体による追加確認審査があり得る。

高等教育修学支援新制度 確認専門学校の分野別学科割合（令和元年度）



注) 平成30年度学校基本調査の個別データをもとに文部科学省専修学校教育振興室において作成

令和元年度における確認要件の特例を受けた確認大学等の留意点

(1) 令和元年度における確認要件の特例

項目	原則	令和元年度の特例
実務経験のある教員等による授業科目の配置	実務経験のある教員等による授業科目として、確認申請を行う年度の教育課程において、実務経験のある教員等による授業科目である旨を、授業計画書(シラバス)において学生等に示しているものを計上	授業計画書(シラバス)とは別途の資料(一覧表等)において、 <u>実務経験のある教員等による授業科目である旨を、学生等に示している場合は、当該授業科目を計上することができる</u>
学外者である理事の複数配置	学外者である理事の複数配置	申請時点において要件を満たしていない場合であっても、 <u>令和2年4月1日までに複数の学外者である理事の選任を確実に実施する見込みがあるときは、要件を満たすものとする</u>
外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置	外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置	申請時点において要件を満たしていない場合であっても、 <u>令和2年4月1日までに複数の外部人材の選任を確実に実施する見込みがあるときは、要件を満たすものとする</u>
《専門学校のみ》 学校関係者評価の実施・結果の公表	学校関係者評価の結果を公表	申請時点までに学校関係者評価の実施方法・体制が決定されていれば、 <u>評価の結果の公表が令和2年度からであっても要件を満たすものとする</u>

(2) 令和2年度以降の機関要件確認の留意点

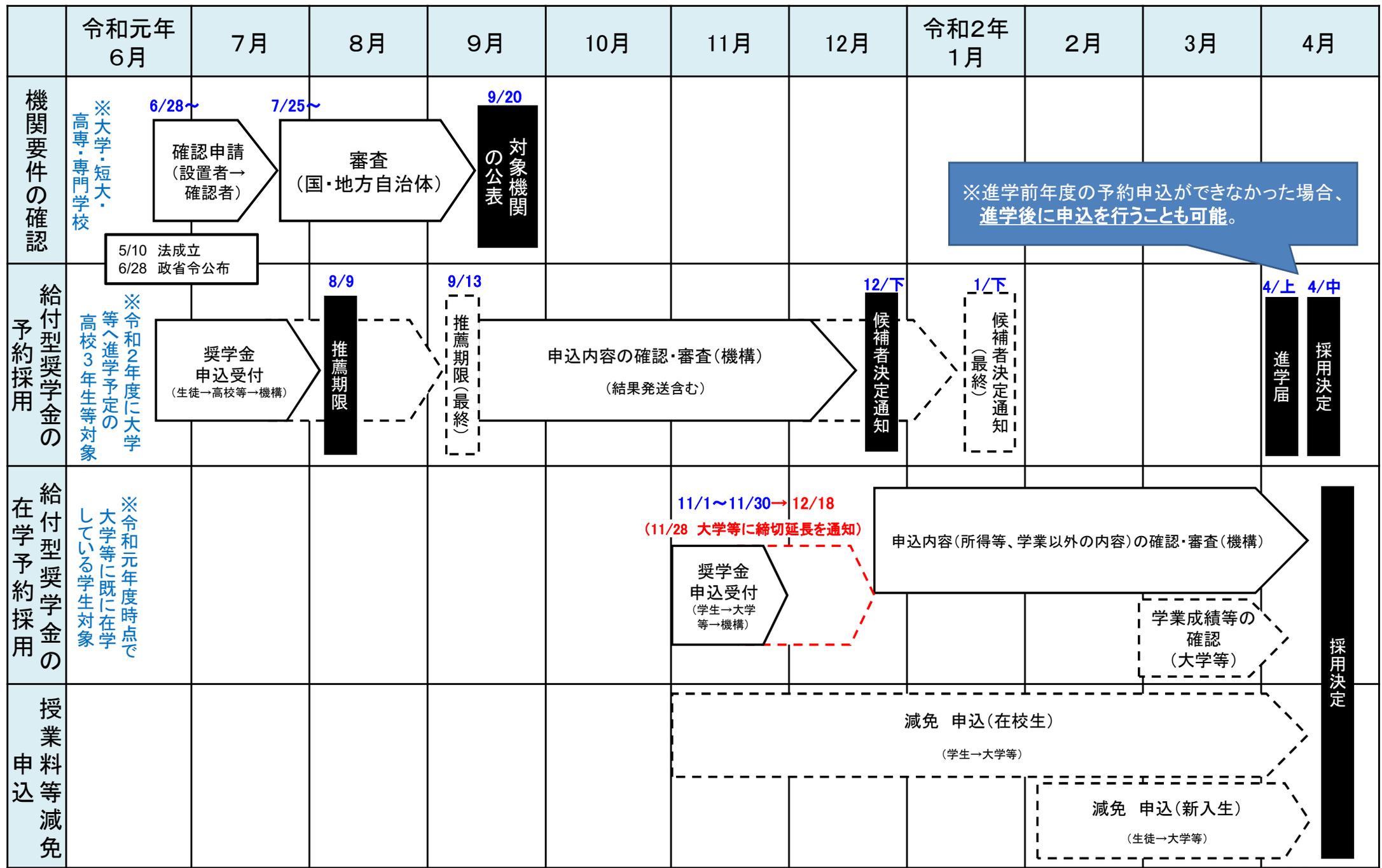
- ① **特例は、令和元年度の確認申請限り**のものです。 ※毎年、5月～6月が申請期間
- ② 令和2年度以降の確認申請(**更新確認申請を含む**)※に際しては、**原則どおりの対応が求められます**。

(注) 詳細については、以下の事務連絡をご参照願います。

令和元年度における確認要件の特例を受けた確認大学等について(令和元年9月20日付け事務連絡)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410.htm

高等教育の修学支援新制度 令和元年度のスケジュール



大学等における修学の支援に関する法律が令和元年5月に成立・公布。これを受け、取り急ぎ施行準備に必要な事項を規定した政省令を同年6月に公布済。今回は、残りの必要事項について政省令に規定する。

省令に規定する主な内容（案）

- 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）
- 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）

◆ 支援対象者の要件のうち、学業成績に係るものについて、斟酌すべきやむを得ない事情が

ある場合の特例措置

◆ 大学等ごとの支援の状況（受給状況・警告等）の公表

◆ 家計が急変した学生等に対する支援

◆ その他

- 支援の開始、終了等を月単位の処理とすること
- 所要事項に関して支援対象者からの届出を求めること
- 必要な書類等の提出や届出がなければ支援を停止すること など

斟酌すべきやむを得ない事由がある場合の特例措置について

- 修学支援新制度においては、**GPA（平均成績）等が下位4分の1の範囲に属する場合には「警告」の判定**を行うこととしているが、次の事由に該当する場合には、**斟酌すべきやむを得ない事由**があるものとして、**「警告」の判定を行わない**。

● 斟酌すべきやむを得ない事情の内容

① 学生の所属する学部等における教育課程の特性に基づく場合

- ・学生の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、高等教育機関における学修の成果にふさわしく、かつ、職業に結びつく資格や検定であり、卒業生等の資格等の取得の実績と成績との関係を踏まえ、当該学生が十分に合格できる水準にあると各大学等が判断した場合。

※ 単純に合格者の人数で区切るのではなく、十分に資格取得できる水準であること。

※ 公的資格や検定の他、それらに準じて同等以上の社会的評価を有する資格や検定とする。

② 傷病・災害等の不慮の事由による場合

- ・傷病・災害等の不慮の事由により追試験等を含め成績判定が不可能な場合。（修得単位数、出席率等についても同様に斟酌）

③ 児童養護施設等の入所者の場合

- ・社会的養護を必要とする者で、高等教育機関における学習に対する意欲や態度が優れていると認められる場合。

※ 単に大学等の主観的な判断ではなく、客観的な出席率等により、学習に対する意欲や態度が優れていると認められる場合に限る。

大学等ごとの支援の状況（受給状況・警告等）の公表について

● 「高等教育の負担軽減の具体的方策について（報告）」 平成30年6月14日 高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議

Ⅱ 支援対象者の要件（抜粋）

警告を受けたり、支給しないこととされた学生の数やその事由などについては、**大学等ごとに公表**するものとする。

Ⅳ その他円滑かつ確実な実施に際して必要な事項

2. 不正を防止し、効果的な支援を実施するための方策（抜粋）

- 授業料減免や給付型奨学金の大学等別の受給状況については**報告・公表**するとともに、支給学生の学修成果や就職状況等の把握・公表により、施策の効果検証を行っていくことが必要である。

学生・保護者を含め、制度の運用状況に関して社会への説明責任を果し、制度の適正性を確保。

● 公表の内容（案）

1. 公表の方法

修学支援法施行規則第5条に定める確認申請書（様式第二号）に状況を記載し、第7条に基づきインターネットの利用により公表

2. 公表の時期

確認申請書の公表時

※毎年6月末日までに確認申請書を提出し、その際、遅滞なく公表することとされている。（施行規則第5条・第7条）

3. 公表の項目

① 各学校単位で、次の処置を受けた前年度の学生数及びその事由を公表

- 1 打切り**（事由として、卒業延期確定、標準単位数の5割以下、出席率5割以下等、連続して「警告」のどれに該当か）
- 2 警告**（事由として、標準単位数の6割以下、GPA等下位1/4、出席率8割以下等のどれに該当か）
- 3 停止**（事由として、訓告、3ヶ月未満の停学のどれに該当か）
- 4 返還**（事由として、3ヶ月以上の停学、退学のどれに該当か）

② 各大学ごとに新制度による前年度の支援を受けている学生数を公表

- ・ 支援学生数及び支援区分（満額、2/3支援、1/3支援）ごとの人数を公表

※ 公表する数が10人以下の場合には、個人情報への配慮を行う。

家計が急変した学生等への支援について

趣旨

高等教育修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）においては、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援を行う。

住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※）、災害
 (※) 失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか）
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由（上記）が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額） <small>※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額となる。 ※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。</small>	右記に準ずる額（年間所得の見込額を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認（数か月分の所得から年間所得（見込）を推計）
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎（支援の決定から1年経過後は1年毎）に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は先の扱いに戻す）

高等教育の修学支援新制度における専修学校の専門課程(専門学校)に関する留意点

基本的な考え方

- 高等教育の修学支援新制度において、支援の対象となり得るのは専修学校の「専門課程」の生徒。(高等課程、一般課程、附帯教育の生徒は対象外)
- 一度、認定された生徒が支援を受けられる期間は、基本的に当該学科における修業年限までの間(修了まで)である。(A及びCを参照)
- ただし、専門課程である学科から別の学科に異動した場合であって、次に該当するときには支援の対象となる。(Eを参照)
 - 修業年限を終える前に、同一学校種の間で転学をした場合(前の学校の修業年限を終え(修了し)、他の学校に入学した場合には「転学」とはならないことに留意)
 - 修業年限を終える前に、同一の専修学校(専門課程)において、学科等の相互の間で転籍したもの(修了後に異なる学科等に入学した場合には、ここで言う「相互の間」の「転籍」にはならないことに留意)
- 「上級学科」や「専攻科」と称される2番目以降の専門課程に在籍する生徒については、以前に在籍していた学科で支援を受けておらず、かつ、高校卒業後、2番目以降の学科に入学するまでの期間に関する要件(高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内)を満たせば、支援の対象となり得る。(B及びDを参照)

専門課程の間の異動のパターン(例)

A

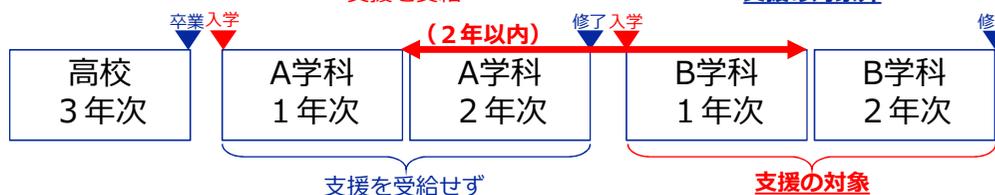
2年制のA学科で支援を受けて修了し、別の2年制のB学科の1年次に入学した場合(A学科には高校卒業の翌年度に入学)



A学科において支援を受けて修了しており(修業年限を終えている)、B学科では支援の対象外

B

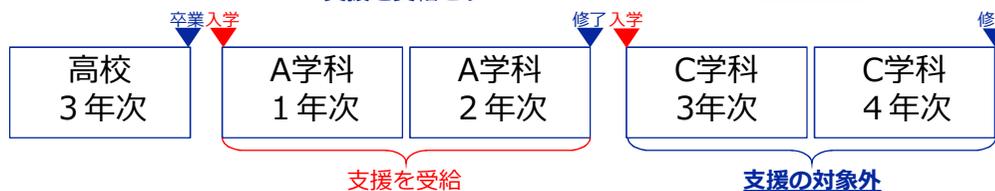
2年制のA学科で支援を受けずに修了し、高校を初めて卒業した年度の翌年度の末日から2年以内に別の2年制のB学科の1年次に入学した場合



A学科において支援を受けず、B学科に入学したのが高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内であれば支援の対象(高校卒業からA学科入学までに1年以上の期間が空いている場合は、B学科では対象外)

C

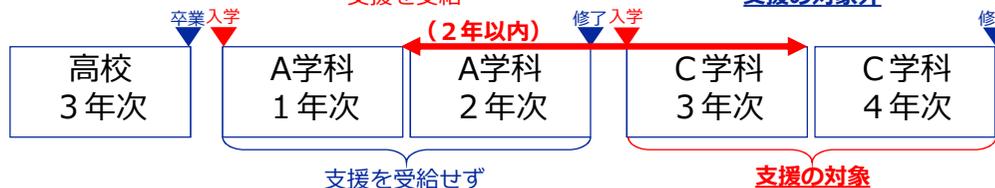
2年制のA学科で支援を受けて修了し、別の4年制のC学科の3年次に入学した場合(A学科には高校卒業の翌年度に入学)



A学科において支援を受けて修了しており(修業年限を終えている)、C学科では支援の対象外

D

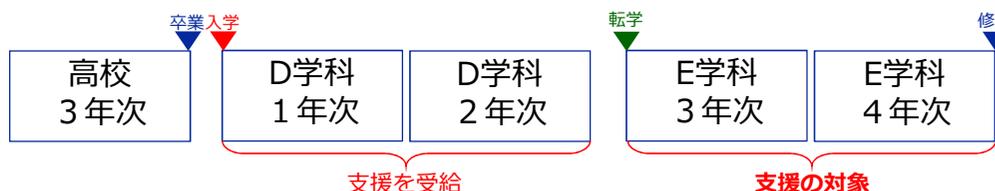
2年制のA学科で支援を受けずに修了し、高校を初めて卒業した年度の翌年度の末日から2年以内に別の4年制のC学科の3年次に入学した場合



A学科において支援を受けず、C学科に入学したのが高校を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内であれば支援の対象(高校卒業からA学科入学までに1年以上の期間が空いている場合は、C学科では対象外)

E

3年制のD学科で2年次まで支援を受け在籍し、修了せずに、3年目から別の専修学校(専門課程)のE学科の3年次に転学した場合※



同一学校種間で転学した場合は支援の対象(ただし、D学科を修了した場合は、ここで言う「転学」とはならず、E学科では支援対象外となる。)

※ 同一の専修学校(専門課程)において、学科等の相互の間で転籍した場合も同様

高等教育負担軽減実施体制整備費補助金

2020年度概算要求額：345百万円（前年度 284百万円）

【要求趣旨】

新たな高等教育費の負担軽減方策の円滑な実施のため、都道府県等における事務処理体制の構築等の所要の準備に係る経費を措置。

関係機関の体制整備

【課題】

○ 都道府県（機関要件の確認・減免経費の 交付事務）

- ・私立専門学校の機関要件の確認及び減免経費の交付に係る事務を実施

区分	校数	機関要件を確認すべき者
私立専門学校	2,550校	（所轄庁として）都道府県

○ 日本私立学校振興・共済事業団（減免経費の 交付事務）

- ・新制度が施行される2020年度から、私立の大学・短期大学・高等専門学校に対する減免経費の交付に係る事務を実施

【対応】

- 事務の実施体制整備
 - ・申請書類確認作業補助、連絡調整業務補助等（作業補助労務謝金、通信運搬費、消耗品費等）

【要求額内訳】

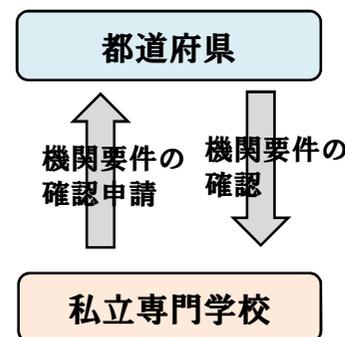
- ◆ 私立専門学校の機関要件確認事務等の実施体制整備（都道府県） 279百万円（前年同）
- ◆ 私立大学等への資金交付機関の事務の実施体制整備（日本私立学校振興・共済事業団） 66百万円（前年度5百万円）

想定される事務（例）

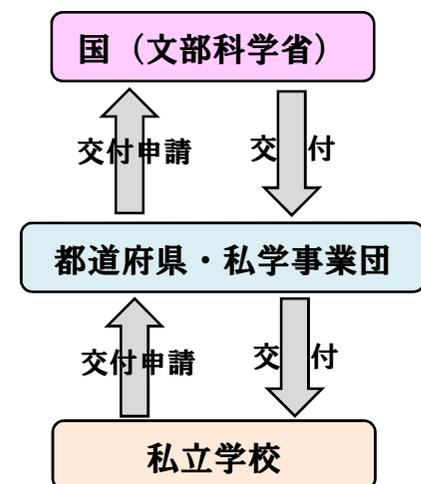
- ①説明会の開催
- ②申請書類確認
- ③連絡調整
- ④確認書類交付
- ⑤実績報告 等

<事務フロー>

・機関要件の確認



・減免経費の交付



日本公式の国内情報センター(NIC)

2019年
9月1日
開設

高等教育 資格承認情報センター

National Information Center for Academic Recognition Japan

高等教育資格承認情報センターは、

ユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(通称:東京規約)」に基づき、高等教育資格の円滑な承認に資する教育情報を提供する、**日本公式の国内情報センター(NIC)**です。独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(NIAD-QE)が機構内に開設します。

東京規約とは

東京規約は、アジア太平洋地域において、締約国間が相互に高等教育資格を承認・評定する枠組みを整えることにより、国際的な学生及び研究者の流動性を促進することを目的としています。締約国には、主に自国の高等教育情報を発信する国内情報センターを設立することが求められています。日本政府は2017年12月に本規約に締結しており、同規約は2018年2月に発効しました。2019年8月1日現在、締約国はオーストラリア、中国、ニュージーランド、日本、韓国、バチカン、モンゴル、トルコの8か国(締約順)です。

当センターの目的

日本の高等教育資格の国際通用性の確保と、諸外国との円滑な資格の承認に貢献すること

当センターが行う業務

- 日本の高等教育制度・資格に関する情報提供
- 東京規約締約国を主とした外国の教育制度・資格に関する情報提供
- 諸外国の国内情報センター等との連携
- 各種調査研究

ウェブサイトをご利用ください!

当センターのウェブサイトでは

- 日本の高等教育機関の検索(日・英)
- 日本の高等教育制度・資格情報(日・英)
- 外国の教育制度・資格に関する
役立つサイトのリンク集

などをご利用いただけます



2019年
9月1日
公開

<https://www.nicjp.niad.ac.jp>